

居宅療養管理指導運営規程

- 第1条 おざわ歯科医院が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。
- 第2条 （事業の目的）要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適切な指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供することを目的とする。
- 第3条 （運営の方針）おざわ歯科医院が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の運営の方針は次のとおりとする。
- 1 従業者は、要介護者等が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより療養生活の質の向上を図ることを目的とする。
 - 2 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
- 第4条 （事業所の名称等） 名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名称 おざわ歯科医院
 - 2 所在地 静岡県沼津市大岡 1541-4 TEL 055-951-2534
- 第5条 （職員の職種、員数及び職務内容）指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の従業者の職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 歯科医師 1人（常勤1名）
- 歯科医師は、居宅を訪問し医学的観点から居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。
- 第6条 （営業日及び営業時間） 事業者の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
- 月・火・水・金曜日 9:30~18:30
土曜日 9:30~17:30
※日曜日・祝日及び冬期休暇・夏季休暇の期間を除く
- 第7条 （事業の内容） 居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。
- 1 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
 - 2 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
 - 3 要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指

導・助言を行う。

4 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

第8条（利用料等） 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

1 厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割または2割または3割とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

第9条（苦情処理）

居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

第10条（事故処理）

居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第11条（虐待防止のための措置に関する事項）

1 サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者との間で虐待を受けたと思われる案件を発見した場合には、速やかにこれを市区町村に通報する

2 虐待の防止のための指針を整備する。

3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

4 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

第12条（その他運営に関する重要事項）

1 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項はおざわ歯科医院が定めるものとする。

付則 この規程は令和7年1月1日より施行する。